

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日 (金) 第 603 号 の 24



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

議 会 規 則

- 鹿児島県議会傍聴規則の一部を改正する規則 (※) (議事課取扱い) 1
- 鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則 (※) (議事課取扱い) 1

議 会 規 則

鹿児島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会規則第 1 号

鹿児島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会傍聴規則 (昭和37年鹿児島県議会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前 2 号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第 6 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「議事」を「会議」に、「又は」を「, 又は」に、「おそれが」を「ことが明らかで」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 7 条中「おいては静粛を旨とし、」を「おいて」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における議員の言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会規則第 2 号

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会会議規則 (平成 3 年鹿児島県議会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「, 看護」を加える。

第102条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。